

農業委員への女性の登用促進について

【はじめに】

- ◇ 農業委員の任命に当たっては、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮する旨の規定が農業委員会法第8条に設けられ、特に、女性の農業委員への登用に向けた取組の推進が強く求められています。
- ◇ 「第5次男女共同参画基本計画」において、農業委員会における女性登用の目標が設定されており、農業委員会の女性登用は進展しつつあるものの、現状と目標の間には大きな隔たりがあり、取組の加速が必要となっています。
【目標】 農業委員に占める女性の割合が20%（早期）、更に30%を目指す（2025年度）
【現状】 北海道10.1%（2023年12月1日時点）
- ◇ 特に農業委員の選出においては、任命主体である市町村（長）への働きかけ、女性が応募しやすい・推薦されやすい環境整備が必要です。



【道内の女性の登用状況について】

以下、各農業委員会より令和5年12月1日までに本会宛て報告のあった農業委員会委員名簿をもとに取りまとめによります。

（1）農業委員会の体制

農業委員実数 2,267人、推進委員実数 102人

（2）女性の農業委員・推進委員数（以下、農業委員等とする）

農業委員実数 229人（10, 1%）、推進委員実数 9人（8.8%）

※（）内は、全体の農業委員実数、推進委員実数それぞれに占める女性の農業委員実数、推進委員実数の割合

（3）女性の農業委員が在籍する農業委員会数

138委員会（81.2%）

※（）内は、道内170委員会に占める女性の農業委員が在籍する委員数の割合

令和2年9月30日時点	女性農業委員数 172人（7.5%） 女性推進委員実数 7人（6.7%） 女性農業委員等が在籍する委員会数 109委員会（64.1%）
平成29年8月22日時点	
新・旧体制	女性農業委員数 160人（委員全体に占める割合7.2%）
新・旧体制	女性推進委員数 6人（推進委員全体に占める割合6.8%）
新・旧体制	女性農業委員等が在籍する委員会数 103（60.6%）
平成26年8月時点	女性農業委員数 94人（委員全体に占める割合 3.9%） 女性農業委員が在籍する委員会数 62（36.5%）
平成23年8月時点	女性農業委員数 65人（委員全体に占める割合 2.7%） 女性農業委員が在籍する委員会数 44（25.9%）

【女性の登用促進をテーマとする各種研修会について】（令和5年度予定含む）

(1) 北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会

開催日程：令和5年11月7日（水）13:00～16:00

開催場所：秋田県・秋田市「なかいち にぎわい交流館 AU 3階 多目的ホール」

(2) 女性農業委員・農地利用最適化推進委員等活動強化研修会

開催時期：令和6年1月24日（水）13:00～16:30

開催場所：札幌市・第二水産ビル

(3) 女性の農業委員会活動推進シンポジウム

開催時期：令和6年3月6日（水）

開催場所：東京都 砂防会館

【女性農業者の活躍に係る各種政策方針について】

<第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和2年12月25日閣議決定）>

2 農林水産業における男女共同参画の推進

(1) 施策の基本的方向

- 国民生活に必要な食料を供給する機能とともに国土保全等の多面的機能を有する農林水産業を支え、また、発展させていく上で、女性は重要な役割を果たしている。
しかしながら、農林水産業の就業者数が減少し続ける中で、例えば、基幹的農業従事者に占める女性の割合は低下傾向にある。都市部への女性の流出が続き、農山漁村への還流・流入は少ない。
- 農林水産業の発展、農山漁村への人材の呼び込みのためには、女性が働きやすく暮らしやすい農山漁村にすることが重要であり、女性が地域の方針策定に参画し、女性の声を反映させていくことが必要である。
- 「田園回帰」の動きが見られる中で、移住や定住、地域おこし協力隊などで農林水産業や農山漁村との関わりを志向する都市部の女性が増えている。例えば農業においては、親元就農や結婚とともに就農するだけでなく雇用就農や新規参入もみられるなど、女性の農林水産業への関わり方は多様化しており、それぞれの形態に応じたきめ細かな支援が必要である。
- このため、「食料・農業・農村基本計画」4等に基づき、女性の経営への参画を推進するとともに、地域をリードする女性農林水産業者を育成し、農山漁村に関する方針策定への女性の参画を推進する。また、女性が働きやすい環境の整備や育児・介護等の負担の軽減、固定的な性別役割分担意識とこうした意識に基づく行動の変革に向けた取組を推進する。

(2) 具体的な取組

ア 農林水産業における政策・方針決定過程への女性参画の推進

- ① 地域をリードできる女性農林水産業者を育成し、農業委員や農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員及び土地改良区等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進する。また、改正された女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定義務等の対象が拡大する機を捉え、女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、女性の活躍推進に向けた取組を推進するよう要請する。また、地方公共団体、農林水産団体等に対して、具体的な目標の設定や女性の参画を促進する仕組みづくりを働きかける。
【内閣府、厚生労働省、農林水産省】
- ② 地域の農業を牽引するリーダーとなり得る女性農業経営者を育成するため、実践型研修を実施する。
【農林水産省】
- ③ 女性が役員の過半を占める農業法人等が事業を実施する場合に貸付限度額を引き上げる特例措置を設けた融資を活用して、役員等への女性登用を促進する。【農林水産省】
- ④ 女性農業委員のネットワーク組織の活発な活動などに関する好事例を展開するとともに、その取組や経験を継承していくための世代間交流を促進する。【農林水産省】
- ⑤ 地域レベルの女性グループの形成やその取組を支援するとともに、全国の女性グループ間ネットワークを構築する。【農林水産省】
- ⑥ 人・農地プランの実質化（農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を「見える化」した地図を用いて、地域を支える農業者が話し合い、当該地域の将来の農地利用を担う経営体の在り方を決めていく取組）における女性農業者の参画を推進する。【農林水産省】
- ⑦ 女性の林業経営への参画等により、地域全体における林業を活性化するため、施業意欲を高める研修や情報提供等を実施するとともに、女性林業グループの取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及を図る。【農林水産省】
- ⑧ 水産業における女性の参画を推進するとともに、水産業経営の改善を図るため、起業的取組を行う女性グループの取組、女性の経営能力の向上や女性が中心となって取り組む加工品の開発、販売等の実践的な取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及を図る。【農林水産省】

イ 女性が能力を発揮できる環境整備

- ① 認定農業者の経営改善計画申請の際の共同申請や補助事業等の活用を推進する。【農林水産省】
- ② 「農業女子プロジェクト」や「海の宝!水産女子の元気プロジェクト」における企業や教育機関との連携強化、地域活動の推進により女性農林水産業者が活動しやすい環境を作る。【農林水産省】
- ③ 家族経営協定の締結による就業条件の整備を推進する。また、家族経営協定を締結した女性農業者に対する融資の活用を促進する。【農林水産省】
- ④ 女性の活躍推進に取り組む優良経営体(WAP:Women's Active Participation in Agriculture)の普及を推進する。【農林水産省】
- ⑤ 女性グループが行う漁業生産活動に対する融資の活用を推進することにより、女性が行う水産業に関連する経営や起業等を支援する。【農林水産省】
- ⑥ 女性の就農希望者等に対し、就農相談会、農業法人による会社説明会、就農促進PR活動、農業者による農業高校への出前授業等を通じて、農業への理解を促進し、円滑な就農を支援する。【農林水産省】
- ⑦ 女性農業者の農業者年金への加入を促進する。【農林水産省】
- ⑧ 労働時間の管理、休日・休憩の確保、男女別トイレの整備、キャリアパスの提示やコミュニケーションの充実など、女性が働きやすい環境づくりを推進する。【農林水産省】
- ⑨ 女性農業者の子育てと仕事の両立を地域で一体的にサポートするネットワークの構築を支援する。【農林水産省】
- ⑩ 女性の発想から農山漁村の魅力の掘り起こし・磨き上げ・発信を促進し、また、農山漁村のポテンシャルを引き出して地域の活性化や所得向上に取り組む優良事例を選定し、全国へ発信する。【農林水産省】

<食料・農業・農村基本計画 ～我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために～（令和2年3月閣議決定）>

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(1) 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

② 経営継承や新規就農、人材の育成・確保等

エ 女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備農業や地域に人材を呼び込み、また、農業を発展させていく上で、農業経営における女性参画は重要な役割を果たしているため、認定農業者の経営改善計画申請の際の共同申請や補助事業等の活用を推進する。また、地域農業に関する方針策定への女性参画を推進するため、地域をリードできる女性農業者を育成し、農業委員や農協役員への女性登用などを一層推進するとともに、全国の女性グループ間ネットワークを構築する。

さらに、「農業女子プロジェクト」における企業や教育機関との連携強化、地域活動の推進により女性農業者が活動しやすい環境を作る。またこれらの活動を発信し、若い女性新規就農者の増加につなげる。

<女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）令和5年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部男女共同参画推進本部>

（6）地域における女性活躍の推進

①農業委員や農業協同組合役員等における女性割合の向上

ア 農林水産業における政策・方針決定過程への女性参画の推進

農業委員や農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員及び土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進することとし、地方公共団体、農林水産団体等に対して、具体的な目標の設定や女性の参画を促進する仕組みづくりを働きかける。特に、農業委員会及び農業協同組合について、女性登用の目標及び取組計画の策定状況、女性の登用実績について公表するとともに、いまだ目標設定等がされていない農業委員会及び農業協同組合に対し、これらを速やかに定めるよう働きかけるなど、更に取組を強化していく。また、土地改良区について、土地改良長期計画（令和3年3月23日閣議決定）に基づき、国・都道府県・市町村及び都道府県土地改良事業団体連合会等が都道府県ごとに設置する協議会を通じて、土地改良区に対する情報提供など働きかけを強化するとともに、員外理事制度を活用した女性理事の登用を積極的に促す。

また、女性登用の取組事例と推進のポイントをまとめた手引書に加え、地域の取組の進捗状況に応じて活用できる多様な女性の登用促進に向けた事例集を令和5年度中に作成し、これを活用することなどを通じて、農業委員会や農業協同組合等の女性登用を後押ししていく。【農林水産省】

イ 農林水産業における女性の活躍の推進

農林水産業で働く女性にとって扱いやすいデジタル技術を活用したスマート農林水産業の推進、農業女子プロジェクトにおける企業・教育機関と連携した女性が扱いやすい農業機械等の開発、育児と農作業の両立などに関するサポート活動、更衣室や託児スペースの整備、研修会の実施等の農林水産業において女性が活躍しやすい環境を整備する。【農林水産省】